

# 危険物新聞

第 480 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会  
編集 松 村 光 惟  
発行人

大阪市西区新町 1 丁目 5-7

四つ橋ビル

TEL (531) 9717・5910

定 価 1 部 60 円

## 危険物防災講演会

—「危険物行政の取組みと  
危険物の判定」について—

11月24日、大阪府労働センターで

本協会では、11月24日午後2時より大阪府労働センターにおいて、府下各地区協会々員事業所消防関係者等 約200名の参加のもと講演会を開催した。



講演される梅原直危険物判定指導官

本会では、講師として自治省消防庁危険物規制課危険物判定指導官梅原直氏を招へいし、「危険物行政の取組みと危険物の判定」をテーマに講演いただいた。

危険物行政の取組みでは、危険物行政の合理化、緊急経済対策関連問題、危険物施設の保安確保のための今後の課題等について、また、危険物の判定では、判定の現況と危険物確認試験等に関する今後の課題について講演された。講演内容のほとんどが最新情報ということもあり、出席者は終始熱心に聴講され有意義な講演会となった。

平成 5 年度 第 4 回危険物取扱者試験

## 2月13日(日)、府大で

(財)消防試験研究センター大阪府支部では、平成5年度第4回危険物取扱者試験を2月13日(日)、大阪府立大学で次のとおり実施の予定。

- ▷試験日 2月13日(日)
  - 乙種4類(午前・午後)
  - 甲種、4類以外の乙種、丙種(午後)
- ▷試験会場 大阪府立大学(堺市)
- ▷受付期間 1月20日(木)、21日(金)
- ▷受付場所 大阪府職員会館(府庁本館西側)

(次頁につづく)

H&H  
ハイツアップ

HATSUTA

株式会社 初田製作所

大阪本社/〒573 大阪府枚方市船場田辺3-5 TEL.(0720)56-126110  
東京本社/〒105 東京都港区芝大門2丁目6-7 TEL. (03)3434-4841

原点はロス(ロス・ロ・ン・ン)です。



ハツタはあらゆるセーフティニーズに  
おこたえする企業をめざします

頑固な夢が  
そこにある。

## 予備講習は甲、乙4、丙種について 茨木、枚方など8会場で

予備講習は、甲種・乙種4類及び丙種について、大阪府商工会館、大阪科学技術センター、堺市民会館、茨木市商工会議所、北河内府民センターなど8会場で行なわれる。

また受付場所などについては、当協会の他7消防本部でそれぞれ行なう予定。(8頁参照)

なお、平成6年度の大阪府における第1回目の危険物取扱者試験は6月頃の予定である。

## 危険物取扱者保安講習

### 受講手続の要領について

- ① 受講予約の申込書(指定の往復ハガキ:所轄消防署予防係に置いてあります)に希望する会場(第1希望から第4希望まで)を記入して、郵送して下さい。ただし、1事業所において、受講者が複数のときは、(受講日が異なる場合でも)封筒で一括して、送付下さい。そのときは、返信用角封筒(切手貼付)を同封のこと。
- ② 後日、受講申請日、申請場所、講習日等を指定して、返信ハガキで、本人へ通知します。(通知はおおむね受講日の2~3週間位前になりますのでご了承下さい)
- ③ 指定された申請日に、申請場所で、申請書(返信ハガキ裏面)に受講手数料(4,700円の大阪府証紙)を貼付

して、申請して下さい。(証紙は申請場所で発光)申請書が受理されると、受講券及びテキストを交付します。

- ④ 申請書受付後は、いかなる理由があっても手数料、提出書類は一切返却いたしません。
- ⑤ 平成6年度は、平成5年6月末から開始の予定。

### ◇2月 保安講習日程◇

#### ◇化学工場関係(1会場)

回数	開催日時(予定)	会場
68	2月10日(木)午後	大阪府商工会館 大阪市

#### ◇その他・一般(9会場)

64	2月3日(木)午後	*堺市民会館 堺市
65	2月7日(月)午後	大阪府商工会館 大阪市
66	2月9日(水)午前	大阪府商工会館 大阪市
67	2月9日(水)午後	大阪府商工会館 大阪市
69	2月14日(月)午後	茨木市商工会議所 茨木市
70	2月15日(火)午後	東大阪・弘容ビル 東大阪市
71	2月16日(水)午後	東大阪・弘容ビル 東大阪市
72	2月17日(木)午後	吹田メイスアター 吹田市
73	2月18日(金)午後	大阪府商工会館 大阪市

注1 講義時間は3時間です。午前の部、午後の部共それぞれ閉講時間は、受講票に記載してあります。(講習会場によって若干異なります。)

注2 会場欄中\*印の会場は駐車可。(ただし、有料。)

### 全国危険物安全運動推進キャンペーン標語

# “危険物 その時その場が 正念場”

**MORITA**  
森田ポンプ株式会社  
本社 〒544 大阪市生野区小路東5丁目5番20号 TEL.06(758)9723

MORITAが誇る  
先進の技術を駆使した  
ツインジェット推進ポンプ搭載の  
**小型消防救助艇**



—平成4年中—

# 危険物施設等における災害の現況と最近の動向

平成5年版消防白書より

自治省消防庁では、平成4年中の火災統計をまとめ平成5年版消防白書を発表した。  
この白書により、最近の危険物災害の現況と傾向をさぐってみたい。

## 1 危険物施設等における災害

### (1) 火災

#### ア 火災件数と被害

危険物施設における平成4年中の火災発生件数は132件(前年141件)、損害額は36億8,935万円(同29億668万円)、死者及び負傷者は、それぞれ10人(同14人)、58人(同57人)となっている(図1)。

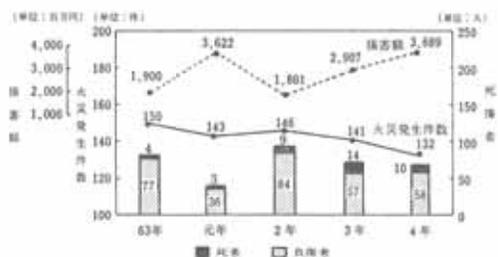


図1 危険物施設における火災の発生件数と被害状況

火災発生件数は、前年より9件減少し、火災による被害は、10月に千葉県袖ヶ浦市の石油精製工場の爆発火災によ

り、死者9人、負傷者8人(うち1人は10日後に死亡)を出すなど、前年に比べ負傷者数は1人増加したが、死者数は4人減少している。損害額は、前年に比べ増加している。

また危険物施設の火災による他への影響の程度についてみると、126件(他の施設から類焼した6件を除く)の火災のうち124件(98.4%)が当該危険物施設のみ火災にとどまっている。残る2件(1.6%)が他の施設にまで延

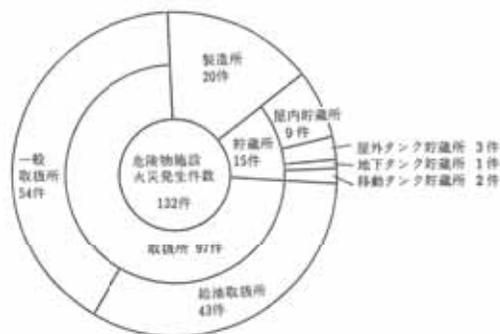


図2 危険物施設別火災発生件数(平成4年中)

ヤマト消火器株式会社が社名を変更し、  
**ヤマトプロテック株式会社**として、  
大きく、はばたいています。  
今後ともよろしくお願ひいたします。



**ヤマトプロテック株式会社**

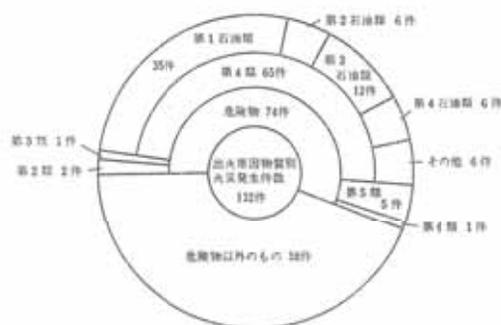
東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151代  
本 社 〒537 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701代

■営業品目■ ビル防災設備/プラント防災設備/遊覧・警報設備/家庭用防災機器/各種防火機/各種消火器  
名古屋・札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・尾道・広島・岡山・福岡・鹿児島/大船工場

焼した火災となっている。

次に、危険物施設別の火災発生状況を見ると、取扱所での火災が97件と最も多く、その中でも一般取扱所での火災が54件と全体の半数近くを占めている(図2)。

さらに、出火原因となった物質を消防法別表の分類等に従って区分すると、132件の火災のうち74件(56.1%)が危険物出火原因物質となっている。これを品名別にみると第4類第1石油類35件、第4類第3石油類12件、第4類第2石油類6件等の順となっている(図3)。



(注) 分類は消防法別表の分類による。

図3 出火原因別火災発生件数(平成4年中)

### イ 火災の発生原因及び着火原因

平成4年中に発生した危険物施設における火災の発生原因の比率を、人的要因、物的要因及びその他の要因に別けてみると、人的要因が59.8%(79件)と最も多くなっている。物的要因は22.0%(29件)、その他の要因は12.9%(17件)となっている。

また、着火原因をみると、裸火が18.9%(25件)と最も多く、次いで静電気火花14.4%(19件)、電気火花12.9%(17件)、過熱着火11.4%(15件)となっている。

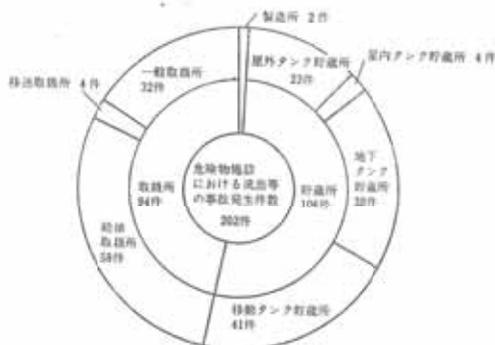


図4 危険物施設別流出等事故発生件数(平成4年中)

### ウ 無許可施設の火災

製造所、貯蔵所又は取扱所として許可を受けていない無許可施設での火災の発生件数は13件で、死者及び負傷者はそれぞれ1人、8人となっている。

なお、これらの火災による損害額は、2億5,993万円となっている。

### エ 危険物運搬中の火災

危険物運搬中の火災の発生件数は11件で、負傷者は4人(死者なし)となっている。なお、これらの火災による損害額は782万円となっている。

### (2) 危険物流出等の事故

平成4年中の危険物施設における危険物流出等の事故発生件数(火災に至らなかったもの)は、202件(前年204件)となっている(図4)。

このほか、危険物運搬中に16件、無許可施設において4件の危険物流出事故が発生している。



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備  
 スプリンクラー設備  
 ドレンチャー設備  
 泡消火設備  
 ガス消火設備  
 粉末消火設備  
 自動火災報知設備  
 避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただく  
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

## 株式会社 三和商会

本社 大阪市西区京町堀2丁目1番17号  
 〒550 電話(06)443-2456(代)  
 平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号  
 〒547 電話(06)707-3341



## 危険物及び指定可燃物

### Q & A (その6)

この資料は、自治省消防庁が危険物及び指定可燃物について、関係機関の執務上の参考資料として通達した内容を、大阪市消防局の指導により、まとめたものである。

なお、資料中の略号は、次のとおりであり、また各設問の下に既に通知済みのものについては、その抜粋した通達の年月日及び番号（消防庁通達：消防危、消防局長通達：消危）を（ ）書きで参考のため記載した。

法……………消防法

政令……………危険物の規制に関する政令

規則……………危険物の規制に関する規則

告示……………危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示

## 第1 危険物

### 6 確認試験結果報告書関係

(確認試験結果報告書)

問46 確認試験結果報告書の組成欄の記入について

- (1) 物品を構成するすべての成分について、記入しなければならないか。
- (2) 製造工程上、含有率が一定とならない場合は、その範囲を記入することとしてよいか。
- (3) 化学的に組成を特定することが困難な次のような物品の構成成分については、どのように記入すればよいか。
  - ① 炭化水素系の溶剤
  - ② 界面活性剤
  - ③ 高分子化合物
- (4) 次の場合は、同一の物品とみなして記載することとしてよいか。
  - ① 塗料、印刷インクで、着色剤を除いた他の成分及び含有率が同一であって、着色剤の種類と量のみが異なる場合
  - ② シリコンにおいて、粘度調節、加工性向上等の

ために添加される充てん剤又は顔料を除いた他の成分及び含有率が同一であって、当該充てん剤又は顔料の種類と量のみが異なる場合

- (5) 構成成分の中に、既に危険物であるか否かの判定がなされた物品がある場合は、判定に係る名称を記入することとしてよいか。

答46

- (1) お見込みのとおり。  
ただし、構成成分が別表の品名に該当する場合はその含有率が0.1%未満のとき、構成成分が別表の品名に該当せずかつ危険性状に影響を与えない場合は1%未満のときについては、当該物品名を記入しなくとも差し支えない。
- (2) 差し支えない。  
ただし、危険性が最大となる含有率のものについて、性状確認を行う必要がある。
- (3) 例えば、次のように記入することとして差し支えない。
  - ① 芳香族系炭化水素 (C<sub>9</sub>~C<sub>11</sub>)
  - ② ポリオキシラウリルエーテル (n=5~8)
  - ③ オレフィン-アルキルエステル共重合化合物 (平均分子量M=2000)
- (4) 差し支えない。  
ただし、着色剤、充てん剤及び顔料の種類と量が危険性状に影響を与えない場合に限る。
- (5) 差し支えない。  
ただし、当該成分についての危険物データベース登録確認書を添付すること。  
(平成2年3月31日消防危第28号・平成2年4月13日消危第22号)

備考 (5)については、確認試験結果報告書とすることができる。

(組成欄の記入)

問47 染料又は顔料として用いられる物品で、その構成成分がカラーインデックスに収録されているものについては、「確認試験の結果に基づく危険物の判定について」に示されている確認試験結果報告書に記入する際、その組成欄に記入する成分の名称としてカラーインデックス一般名 (Colour Index Generic Name) を使用してよいか。

※ カラーインデックスとは、S. D. C. カラーインデックス編集委員会 (The Society of Dyers & Colourists, Colour Index Editional Board) により編集、刊行されている合成染料 (顔料を含む。) の事典である。

答47 差し支えない。なお、カラーインデックス一般名の後にかっこ書きで当該物質が属する品名を併せて記入すること。

(確認試験結果報告書の組成欄記入例)

C. I. Acid Yellow 1 (ジアゾ化合物)	a %
硫酸ナトリウム	b %
りん酸ナトリウム	c %
リグニンスルホン酸系分散剤	d %
水	e %

計 100.0%

(平成元年12月21日消防危第114号・平成2年1月10日消危第241号)

(試験結果欄の記入)

問48 -20℃において引火点が測定される物品について、タグ密閉式引火点測定器による測定の結果を「-20℃以下」と記入することとしてよいか。

答48 差し支えない。

(平成2年3月31日消防危第28号・平成2年4月13日消危第22号)

## 7 その他

(危険物の判定)

問49 事業者から提出された確認試験結果等に基づき危険物の判定を行った場合、消防機関は、事業者に対して確認等交付する必要があるのか。

答49 その必要はない。

(平成元年7月4日消防危第64号・平成元年8月18日消危第123号)

(データベース)

問50 危険物データベースの登録をするため事業所から危険物の確認試験結果報告書の提出があったが、受付処理をすることができるか。

答50 危険物データベースの登録は事業所が消防庁に直接送付することとなっている。また確認試験結果報告書は、法令に基づく許可申請書等の提出に伴う添付書類として消防機関が受理するものであり、当該報告書のみを受付処理することはできない。

(平成3年4月17日消危第20号)

(政令第9条第1項)

問51 政令第9条第1項第12号の「水に溶けないもの」とは、政令別表第3備考第9号に規定する「非水溶性液体」をいうものと解してよいか。

答51 「水に溶けないもの」とは、温度20℃の水100gに溶解する量が1g未満であるものをいい、政令別表第3

備考第9号に規定する「非水溶性液体」とは異なるものである。

(平成元年7月4日消防危第64号・平成元年8月18日消危第123号)

(適用除外)

問52 航空機、船舶、鉄道又は軌道による危険物の貯蔵、取扱い又は運搬には法の適用が除外されているが、これら以外に法(第3章に限る。)及び大阪市火災予防条例(第4章第1節に限る。)の適用をしていないものはどのようなものがあるのか。

答52 次に定める物品については、危険物の規制は行っていない。

- ・ 自動車の燃料タンクに内蔵されている危険物
- ・ 発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの付属装置に内蔵され、機器の冷却又は絶縁のため使用される危険物
- ・ OFケーブル(絶縁油を充填した電力ケーブル)に内蔵された危険物
- ・ 圧縮アセチレンガスの高圧ガス容器に内蔵されている危険物

## 第2 指定可燃物

### 政令関係

(政令別表第4備考第5号)

問53 政令別表第4備考第5号に規定する引火点は、どの引火点測定器により測定される引火点をいうのか。

答53 セタ密閉式引火点測定器により測定される引火点をいう。

なお、改正前の法において準危険物に該当する物品にあっては、既存の引火点に関するデータを政令別表第4に掲げる可燃性固体類に該当するか否かの判断に活用して差し支えない。

(平成元年12月21日消防危第114号・平成2年1月10日消危第241号)

(政令別表第4備考第5号)

問54 政令別表第4号備考第5号ハ及びニの燃焼熱量は、総発熱量(燃焼ガス中の水蒸気もつ凝縮潜熱を包含した発熱量)又は真発熱量(総発熱量から燃焼ガス中の水蒸気もつ凝縮潜熱を除外した発熱量)のいずれの発熱量をいうのか。

答54 総発熱量をいう。

(平成元年12月21日消防危第 114 号・平成 2 年 1 月 10 日消危第 241 号)

(政令別表第 4 備考第 5 号)

問55 政令別表第 4 備考第 5 号ニの融点について、明確な融点の存在しない混合物である物品の場合は、100℃未満の温度において液状の確認を行い、液状であるものは当該物品の融点は、100℃未満であると判断してよいか。

答55 差し支えない。

(平成 2 年 10 月 31 日消防危第 105 号・平成 2 年 12 月 13 日消危第 219 号)

(政令別表第 4 備考第 5 号・8 号)

問56 常圧下において可燃ガスを大気中に滲出する性質を有する物品で、政令別表第 4 備考第 5 号イ、ハ又はニ及び同表備考第 8 号のいずれにも該当するものは、同表の品名欄に掲げる「可燃性固体類」又は「合成樹脂類」のいずれに該当するの。

答56 「可燃性固体類」に該当する。

(平成元年12月21日消防危第 114 号・平成 2 年 1 月 10 日消危第 241 号)

(政令別表第 4 備考第 6 号)

問57 カーボンブラック(天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末)は政令別表第 4 の「石炭・木炭類」に該当するか。

答57 該当しない。

(平成 2 年 10 月 31 日消防危第 105 号・平成 2 年 12 月 13 日消危第 219 号)

(政令別表第 4 備考第 6 号)

問58 水分を 50 重量%含む活性炭は、「石炭・木炭類」に該当するか。

答58 該当する。ただし、数量の算定は水分を除いたものとする。

(おわり)

## 協会だより

### 大危協・東方面部会開催

東方面部会は11月30日、大阪市内の「いろは」において当部会勝井会長以下7協会長並びに消防長と関係者30名の出席のもと開催。部会長の挨拶、平成4年度決算報告のあと、運営要綱の制定についての検討、役員の選出があり、正副部会長も留任することとなった。

そのあと、松村専務理事より「緊急経済対策～危険物規制の緩和」の講演と、本会事業等の報告があった。

部会閉会后、懇親会に移り、終始なごやかな雰囲気のうち終了した。

### 吹田市危険物安全協会

#### 研修会・定例表彰式を開催

吹田市危険物安全協会では、12月2日に会員研修会・会長定例表彰式・懇親会を開催した。

会員研修会は、大阪大学医学部及び附属病院で行われ、大阪大学医学部武田助教授の講演に続き、エネルギー・センター等インテリジェント・システムの見学を行った。

会長定例表彰・懇親会は、江坂の「ゑ乃木」で行われ、第1部の会長表彰式では、18名に表彰状が授与された。

引き続き第2部の懇親会に移り、なごやかな雰囲気のうち、8時頃終了した。

## 空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計  
遠隔式警報ユニット液面計  
各種液体タンク用液面計  
フロートスイッチ・微圧スイッチ  
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全  
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467~8

## 危険物取扱者予備講習のご案内

平成5年度第4回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験予備講習会を開催いたします。

### 1. 日時・会場

種 別	講 習 日	時 間	会 場
甲 種	1月17日(月)、1月19日(水)、1月20日(木)	9時30分～16時	大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリスグ)
乙 種 4 類	1 期	1月17日(月)、1月19日(水)	大阪府商工会館
	2 期	1月25日(火)、1月26日(水)	大阪府商工会館
	3 期	2月1日(火)、2月2日(水)	堺市民会館 (高野線堺東駅ヨリ8分)
	4 期	1月25日(火)、1月26日(水)	茨木市商工会議所 (茨木駅ヨリ約13分)
	5 期	1月27日(木)、1月28日(金)	北河内(枚方)府民センター (京阪枚方市駅ヨリ約5分)
	休日コース	1月15日(祝)、1月16日(日)、1月30日(日)	10時～16時30分
丙 種	2月4日(金)	9時～16時	大阪府商工会館

### 2. 受付場所と受付日時

- ① 四ツ橋ビル以外は、本会より各所に係員が出張して受付しますので、時間内をお願いします。
- ② 各受付場所とも、各講習会場の受付数を割り当てしていますので、満席の節は受付できませんからご了承下さい。
- ③ 申込手続は代理でも結構です。

受 付 場 所	日 時
東大阪市西消防署内 (近鉄・小阪駅北へ6分)	東大阪市西防火協会 1月10日(月) 午前10:00～11:30
守口消防署 (地下鉄守口駅前)	守口消防署 1月10日(月) 午後1:30～4:00
豊中市消防本部内 (阪急宝塚線・豊中駅より南へ5分)	豊中防火安全協会 1月11日(火) 午前10:00～11:30
茨木市消防本部内	茨木市災害予防協会 1月11日(火) 午後1:30～4:00
枚方寝屋川消防本部内	枚方市・寝屋川市防火協会 1月12日(水) 午後1:30～4:00
四ツ橋ビル8階 (地下鉄・四ツ橋駅北出口2号)	1月12日(水) 午前10:00～正午マデ
	1月13日(木) 午前10:00～12:00 午後1:00～4:00
岸和田市消防本部内	岸和田市火災予防協会 1月14日(金) 午前10:00～11:30
堺市高石市消防本部内 (南海・湊駅北へ6分・大浜南町)	堺市高石市防災協会連合会 1月14日(金) 午後1:30～4:00

### 3. 休日コースの申込方法

休日コース(定員90名)は電話(06-531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

### 4. 会 費 (会費には、各テキスト代を含みます) テキスト不要の場合は甲種、乙種 各2,000円減額。(テキストは平成5年度用改訂版を使用)

種 別	会 員	会 員 外
甲 種	15,000円	18,000円
乙 種 4 類	11,000円	13,000円
乙種(休日コース)	15,000円	18,000円
丙 種	5,000円	6,000円